

3 乍恐御訴訟申上候御事（間之原新開差留の儀につき）

寛文三年五月二五日

【読み下し文】

恐れ乍ら御訴訟申上げ候御事

一、両町田村の儀は、先年一村にて御座候処に、北条奥州様御領地の御時、本町田村の儀は人居多く候得共、谷間入郷の事に「（虫損）」間の原え罷り出で、新町を取り立て、御役相勤め候得由仰せ付けられ候に付て、一村を二つに分け、八十年已前に原町田村取り立て申し候、其の証拠には、今に本町田・原町田と申し来たり候、其の上一月に六市立て申し候市を二つに分け、一村に三市宛今に立て来たり申し候御事

一、両村間の原の儀は、前々より入合草かり場にて御座候間、已前御領所の御時并に駿河大納言様御領地、当御地頭様御持ちに罷り成り候ても、本町田古来の庄屋玄蕃存生の内は互いに吟味致し、彼の野に新開仕らず候処に、玄蕃相果て申し候已後、近年新開或いは野中にうへ松・うへかや新林大分に仕り、間の原馬草取り場一円之れなき様に我がまま仕り候儀、何共迷惑に存じ奉る御事

一、本町田庄屋衆方え断じ仕り候は、間の原の儀は前々入合草かり場に御座候処に、何とて新開・新林致され候哉、百姓中え御相談成され、前々の通り芝野に成され、互いに云い分之れ無き様に遊ばされ然るべしと相断じ申し候へば、尤もの由申され、其の後使いにて返事申され候は、内証相談に仕り度候得共、百姓共先方の古畑荒れ地を開き申し候間、荒し申す事成り難き由申し候間、是非に及ばずと返事申され候御事

一、重ねて此方より断じ申し候は、百姓衆先方の古畑今更開き申し候間、荒れ事成る間敷き由仰せ越され候、去り乍ら大久保石見様御縄打の前後六、七十年已来、間の原に畑耆杖も之れ有る事は老人共も覚え申さず候間、能く能く御分別成され百姓衆え御異見遊ばされ、前のごとく芝野に成され然るべく候、若し御合点之れ無く候はば原町田より訴え申し越し、御地頭様え御窺い成され、内証相談に成され給ふべく候、加様申す儀は、縦え御領分は相替り候へても、上々御一門様の御事に御座候間、六つか敷きに仕り候事迷惑に存じ奉る故、此くの如く申す

と断じ候へば、次日返事申され候様は、百姓衆に申し聞かせ候へば、御地頭様え此方より窺い申す事罷り成る間敷き由、庄屋衆方より返事致され候故、是非に及ばず、恐れ乍ら御訴訟申し上げ候御事

一、本町田村の儀は、方々草かり場広く御座候へば事かけ申さず候故、人の痛みも存ぜず加様成る我がまま仕る事に御座候、原町田の義は此の野にて馬草かり申さず候へば役馬もかつへ、作式のさわりにも罷り候へば、何共迷惑に存じ奉り候、先年新町え罷り出で候時、前々持ち来たり候田畑・山林本町田にすて置き、野中え罷り出で候へば、原町田村のものに候て開山林をも仕るべき処に、馬草取り場間の原計りにて御座候間、吟味いたし新開少しも仕らず候処に、剩え本町田より間の原入合の場に新開・新林或いはうへ松・うへかや大分に仕り、草かり場一円之れ無き様に我がまま仕り候事、何方にも古今承り及びたる儀も御座無く候御事

右の条々御穿鑿の上、前々の通り仰せ付けられ下され候はば、有り難く存じ奉るべく候、以上

寛文三年卯ノ五月廿五日

原町田村

惣百姓㊦

八左右衛門㊦

久留六郎右衛門様

七郎兵衛㊦

御内御家老中様

平右衛門㊦